**ヨーロッパ留学・ワーホリ共済約款**

1. **用語の定義**
2. （用語の定義）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 用語 | 定義 |
| い | 医師 | 日本国外においては、被共済者が診察、治療または診断を受けた地及び時における医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師をいいます。 |
| か | 家族 | 父、母、兄弟姉妹、配偶者、子供のことをいいます。 |
| 環境汚染 | 空気、水、土壌に対して自然環境に通常存在しない物質が放たれたことに起因して発生した環境の悪化をいいます。 |
| 間接損害 | この約款が補償の対象とする財物や被共済者に直接の損害が発生した結果として、権利を行使できなくなったり、個人または個人の動産または不動産によって提供されるサービスが中断されてしまったり、利益を喪失したりしたことによる結果として、引き起こされた全ての経済的損失をいいます。 |
| き | 危険 | 故意ではない、予測不可能で、避けることのできない外来の事態をいいます。 |
| 共済会 | この約款により補償を提供する「ヨーロッパ留学・ワーホリ共済会」をいいます。 |
| 共済金 | この共済約款に基づいて共済会が支払う金銭等をいいます。 |
| 共済契約期間 | この共済の契約期間をいいます。 |
| 共済契約者 | 共済会とこの共済契約を締結する当事者をいいます。 |
| 居住国 | 被共済者が税金を納めており法律上の住所がある国をいいます。 |
| 緊急的な歯科治療 | 虫歯、親知らずに関連する、突発的に発生した簡易な治療のみをいいます。 |
| く | 偶然性 | 意図的でない、予測不可能な、回避できない、かつ外来の事態をいいます。 |
| こ | 告知事項 | 危険に関する重要な事項のうち、共済契約の申し込みに申告事項とすることによって共済会が告知を求めたものをいいます。 |
| し | 自宅 | 被共済者の居住国において、主として通常使用しているすまいをいいます。 |
| 失効 | 補償の請求権が失われたことをいいます。 |
| 疾病 | 健康が悪化し治療が必要と医療機関により診断された状態をいいます。傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産及び流産を除きます。 |
| 傷害 | 急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の障害をいい、この障害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(\*1)をふくみます。(\*1) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 |
| す | ストライキ | 労働者が、要求を獲得する目的で、引受けた仕事や、経済活動や、専門的な分野での活動を停止する集団的行動をいいます。 |
| せ | 戦争 | 宣戦布告の有無にかかわらず、国家間同士の武装対立及び侵略ならびに包囲攻撃をいいます。 |
| た | 第三者 | 共済契約者及び被共済者以外の者をいいます。 |
| 他の共済契約等 | この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。 |
| ち | 治療 | 医師が必要であると認め、医師が行う処置をいいます。 |
| て | テロ | 滞在する国において、その治安を著しく乱すことを目的として、人もしくは財物に対して行われる、犯罪的ないし違法な攻撃による全ての暴力行為をいい、滞在国の当局が「テロ攻撃」として認めたものとします。 |
| 天災 | 人の行為によらない通常ではない激しさを伴った自然災害をいいます。 |
| な | 内乱 | 同一国内において武装した複数の勢力による対立、反乱、革命、暴動、謀反、クーデター、戒厳令または現地の当局により指示された国境封鎖の状態をいいます。 |
| に | 入院 | 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 |
| は | 配偶者 | 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係(\*1)と同様の事情にある者がいる場合は、その者を含みます。ただし、婚姻の届出をしている者及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係(\*1)と同様の事情にある者が同時に存在する場合は、婚姻の届出をしている者とします。(\*1) 社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいいます。 |
| ひ | 被共済者 | この約款により補償の対象となる人をいいます。 |
| ふ | 不慮の事故を原因とする歯科治療 | 健全な自然歯が事故により喪失または損傷した場合で、事故の日より15日以内に施された治療に限ります。 |
| ほ | 補償対象国 | オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ. デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア. スペイン、スウェーデン、イギリス、クロアチア、スイス、ノルウェー、モナコ、アンゴラ、リヒテンシュタイン(\*2)(\*2) 3週間以内の短期滞在については、居住国を除く全世界を補償します。 |
| り | 留学 | 自国以外の国に在留して学術・技芸を学ぶことをいいます。 |
| わ　 | ワーキングホリデー | 二国間・地域間の取決め等に基づき、各々が相手国・地域の青少年に対して、休暇目的の入国及び滞在期間中における旅行・滞在資金を補うための付随的な就労を認めたビザの種類またはそうした形態における滞在や就労をいいます。 |

1. **全ての補償項目に関して、共済金を支払わない場合**
2. （共済金を支払わない場合）
3. 共済会は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、共済金を支払いません。
	1. 補償責任期間の開始時点においてすでに発生していた事故や疾病に伴って生じた費用
	2. 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失
	3. 被共済者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為(\*1)またはストライキ参加中の行為に起因する傷害または疾病
	4. 共済契約者または被共済者による共済金を搾取する目的で行われた行為、刑事訴訟が起こる可能性のある意図的な行為及び被共済者に対する刑の執行
	5. スポーツ競技団体により企画された競技大会において、被共済者がスポーツ活動中に発生した傷害及び疾病(\*2)
	6. 処方薬ではない薬の使用
	7. 被共済者がアルコール依存症または泥酔状態にあったことに起因する事由
	8. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、ハリケーン等の天災に起因する事由
	9. 戦争、外国の武力行使、テロ、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、破壊活動その他これに類似の事変
	10. 核燃料物質（使用済燃料を含みます）もしくはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
	11. 偶然性を欠いた事由、前もって発生が必然的な事由

(\*1)正当防衛による場合を除きます。

(\*2)登山器具を伴う登山、ロッククライミング、ボブスレー、スケルトン、全てのスカイスポーツ(\*3) 、ジェットスキー、マーシャルアーツ、ゲレンデ外のウィンタースポーツについては、その練習中も含めて補償の対象外とします。

(\*3)グライダー、ハンググライダー、パラグライダーあるいはスカイダイビング等、空中遊泳を楽しむスポーツをいい、以下同様とします。

1. 共済会は、被共済者の居住国内で生じた事故については補償しません。
2. 共済会は、国連安全保障理事会、欧州連合理事会またはその他の条約、法律または規制によって制裁、制限または禁止されているために補償やその他のサービスを提供することが禁止されている場合には、共済金を支払いません。
3. 共済会は、国連安全保障理事会、欧州連合理事会またはその他の条約、法律または規制によって制裁、制限または禁止された活動に起因する費用については共済金を支払いません。
4. **医療費用共済金**
5. （共済金を支払う場合）
6. 共済会は、被共済者が補償責任期間中に補償対象国において傷害や疾病(\*2)を被り、その直接の結果として治療を必要とした場合には、この共済約款に基づいて、被共済者が負担した医療費用のうち第4条（共済金を支払わない場合）に定める費用を除いた金額を医療費用共済金として被共済者に支払います。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、医療費用共済金の支払対象となる治療と同等の他の治療に対して通常負担する金額相当額とし、この共済契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。

(\*1) 居住国を除きます。

1. 共済会が支払う医療費用共済金の限度額は、被共済者ごとに年間二千万円とします。ただし、緊急的な歯科治療については四万円、不慮の事故を原因とする歯科治療については八万円を限度とします。
2. 共済会は、医療費用共済金の請求に伴い共済会へ提出された治療費用の請求書や領収書の金額が、合理的かつ医療行為を受けた国の慣習にのっとった妥当な金額であると認めた場合にのみ、医療費用共済金の請求を受け付けます。共済会は、共済会へ提出された治療費用の請求書や領収書の金額が妥当な金額でないと判断した場合は、共済金を減額して支払うことができるものとします。
3. 共済会が支払う医療費用共済金の額は、被共済者が滞在国の社会保険制度から給付される給付金をはじめ、被共済者が保有するあらゆる権利を行使してもなお被共済者が負担しなければならない金額を超えない範囲とします。
4. （共済金を支払わない場合）
5. 共済会は、次に掲げる費用については医療費用共済金を支払いません。
	1. 補償責任期間前または補償責任期間終了後に発生した費用
	2. 日本の健康保険制度において対象とされていない費用、医師の交通費
	3. 医師によるものではない処置や治療に伴う費用
	4. 被共済者が帰国してから治療しても支障が無い程度の緊急性を伴わない治療で滞在国等、被共済者の居住国以外の地域で行われた治療に伴う費用
	5. 居住国において発生した医療費用
	6. 傷害の治療に連動しない美容処置ならびに美容外科に伴う費用
	7. 先天性疾患、遺伝性疾患及び慢性疾患に起因して生じた医療費用
	8. 補聴器、義歯を含む医療補助品等の費用
	9. 歯科治療に伴う費用（ただし、緊急的な歯科治療及び不慮の事故を原因とする歯科治療を除きます）
	10. 口腔科ならびに言語療法に伴う医療費用
	11. メガネ、視能訓練ならびにコンタクトレンズに伴う費用
	12. 鍼灸、マッサージならびに理学療法（ただし補償の対象となる傷害または疾病により入院した場合を除きます）に伴う費用
	13. カウンセリングを含む精神療法、神経科にかかる医療費用
	14. ノイローゼ（神経衰弱）を含む精神病、睡眠障害に関連する処置ならびに治療に伴う費用
	15. HIV感染及びそれを原因とする他の症状、AIDS及びそれを原因とする他の症状に起因する医療費用
	16. 性感染症及びそれらにかかわる検査等の費用
	17. 温熱療法、リハビリセンターに伴う費用
	18. 健康診断、予防接種費用に伴う費用
	19. 避妊、中絶、不妊治療に関連する医療費及び妊娠、異常妊娠、産科、性機能障害、自然分娩、手術分娩にかかわる費用
	20. 産科ならびに性障害にかかわる医療費用
	21. 臓器移植のために支出された費用
	22. 性転換にかかわる全ての手術及び治療に伴う費用
	23. 処方されていない薬、医療用アルコール、コットン、日焼けローション、歯科衛生製品、包帯、シャンプーなどの非医薬消耗品等の費用
	24. 入院時の電話代などの補助的費用、または、支出した国において法外で非合理的または一般的ではないと考えられる費用
6. 共済会は、被共済者をその居住国へ移送できる状態になったと共済会が判断した時以降の治療費用については医療費用共済金を支払いません。
7. （他の共済契約等がある場合の取り扱い）

医療費用共済金の対象となる費用を補償する他の共済契約や保険契約等（以下、「同類の補償契約」と言います。）がある場合において、各々が補償する費用の合計額が補償対象となる費用の額を超えるときには、共済会は、次に掲げる額を医療費用共済金として支払います。

* 1. 同類の補償契約から共済金や保険金が支払われていない場合には、この共済約款に基づいて支払われる共済金の額
	2. 同類の補償契約から共済金や保険金が支払われた場合には、補償対象となる費用の額から、同類の補償契約から支払われた共済金や保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この共済約款に基づいて支払われる共済金の額を限度とします。
1. （医療費用共済金の過払いが生じた場合の取り扱い）

共済会が本来支払うべき共済金の額を超過して共済金を支払った場合には、共済金を受領した者は、過払い分の金額を共済会に対して速やかに返戻するものとします。また、共済会は、過払い分の額を他の補償と相殺して共済金を支払うことができるものとします。

1. （医療審査）

共済会は、被共済者の健康状態を確認する目的で、被共済者に連絡を取ることがあります。共済会が要請した場合には、被共済者は診断書などの証明書の提出ならびに検査や診察を受けなければなりません。

1. **死亡共済金**
2. （共済金を支払う場合）
3. 共済会は、被共済者が次のいずれかに該当した場合は、この共済約款に基づいて、死亡共済金として十三万円を、第9条（死亡共済金受取人）に定める死亡共済金受取人に支払います。
	1. 補償責任期間中に死亡した場合
	2. 次に掲げる疾病あるいは傷害のいずれかを直接の原因として補償責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、補償責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。
		1. 補償責任期間中に発病した疾病あるいは傷害。
		2. 補償責任期間終了後72時間以内に発病した疾病あるいは傷害。ただし、その疾病あるいは傷害の原因が補償責任期間中に発生したものに限ります。
	3. 補償責任期間中に感染した別表1に掲げる感染症を直接の原因として補償責任期間が終了 した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合
4. 前項の疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。
5. （死亡共済金受取人）

共済会は、死亡共済金を以下の順にしたがって一括して支払います。

* 1. 配偶者
	2. 前号に該当する者がいない場合には、被共済者の子または生まれる予定の子(\*1)
	3. 前各号に該当する者がいない場合には、被共済者の父母(\*2)
	4. 前各号に該当する者がいない場合には、被共済者の法定相続人

(\*1) 死亡共済金を受け取るべき者がすでに亡くなっている場合には、その者が受け取る死亡共済金の受け取る金額はその者の子またはその者の子に該当する者がいない場合にはその者の兄弟姉妹に等分に支払います。

(\*2) 父母に対して死亡共済金を等分に支払います。すでに片方の親が亡くなっている場合には生存している親に死亡共済金の全額を支払います。

1. **傷害死亡共済金**
2. （共済金を支払う場合）

共済会は、被共済者が補償責任期間中に傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に死亡した場合には、この共済約款に基づいて、傷害死亡共済金として百万円を、第9条（死亡共済金受取人）に定める死亡共済金受取人に支払います。この場合、第9条（死亡共済金受取人）中の「死亡共済金」は「傷害死亡共済金」と読み替えて同条の規定を適用します。

1. （共済金を支払わない場合）

共済会は、第2条（共済金を支払わない場合）の各項に定める事由に加え、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害死亡共済金を支払いません。

* 1. 失明、麻痺、精神疾患に起因して発生した事故
	2. 補償責任期間の開始前にすでに発症していた疾病や慢性病に起因して発生した事故
	3. 運転者か同乗者かを問わず、125cc以上の自動二輪の使用に起因して発生した事故
	4. 被共済者の職務上発生した事故
	5. 旅客輸送公共交通機関としての認可を取得していない輸送会社によって引き起こされた事故
	6. 軍の機関において実施された訓練下で発生した事故
1. **後遺障害共済金**
2. （共済金を支払う場合）
3. 共済会は、被共済者が補償責任期間中に傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に後遺障害が生じた場合には、この共済約款に基づいて、後遺障害共済金として四百万円に別表2に掲げる割合を乗じた額を、被共済者に支払います。
4. 前項の規定に関わらず、被共済者が傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合には、共済会は、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、前項のとおり算出した額を後遺障害共済金として支払います。
5. 別表2に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、共済会は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表2に掲げる区分に準じ、後遺障害共済金の支払額を決定します。
6. 傷害の原因となった同一の事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、共済会は、その各々に対し前各号の規定を適用し、その合計額を支払います。
7. 前各号の規定に基づいて、共済会が支払うべき後遺障害共済金の額は、共済契約期間を通じ、四百万円を限度とします。
8. 前各号の規定に関わらず、共済会は、被共済者が70歳の誕生日以降に生じた事故に起因して傷害を被り、その直接の結果として生じた後遺障害については、後遺障害共済金を支払いません。
9. （共済金を支払わない場合）

共済会は、第11条（共済金を支払わない場合）に該当する場合には、後遺障害共済金を支払いません。

1. **賠償責任共済金**

**ヨーロッパ留学・ワーホリ共済会に加入すると、自動的にAI Healthcareアソシエーションの会員となる。AI Healthcare アソシエーションは、会員に日本語による医療相談サービスと賠償責任共済補償を提供する。この第７章の賠償責任共済金は、AI Healthcare アソシエーションから提供されるものである。**

1. （共済金を支払う場合）
2. 共済会は、補償責任期間中に生じた偶然な事故により、他人の身体の障害(\*1)または他人の財物の損壊(\*2)もしくは紛失に関して、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、次項に定める限度額を上限として、この共済約款に基づいて、賠償責任共済金を支払います。

(\*1) 傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。以下本章において同様とします。

(\*2) 財物の滅失、汚損もしくは損傷をいいます。以下本章において同様とします。

1. 前項の限度額については以下の金額とします。
	1. 他人の身体の障害に伴う損害賠償責任を負担することによって被った損害については三億三千万円。
	2. 他人の財物の損壊もしくは紛失に伴う損害賠償責任を負担することによって被った損害については三千三百万円。
	3. 職業訓練期間中や実習期間中に被共済者に預けられた財物の損壊もしくは紛失に伴う損害賠償責任を負担することによって被った損害については百五十万円。
2. （共済金を支払わない場合）

共済会は、第2条（共済金を支払わない場合）の各項に定める事由に起因する損害賠償責任に加え、次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって生じた損害に対しては、賠償責任共済金を支払いません。

1. 被共済者の故意によって発生または誘発された損害賠償責任。
2. 航空機、船舶(\*1)、車両(\*2)、銃器(\*3)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。
3. 被共済者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任または専ら被共済者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。
4. 被共済者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、職業訓練期間中や実習期間中に被共済者に預けられた財物の損壊もしくは紛失に伴う損害賠償責任については、この規定は適用しません。
5. 被共済者と同居する3親等以内の親族(\*4)及び被共済者の留学やワーキングホリデーに帯同する3親等以内の親族に対する損害賠償責任。
6. 被共済者の使用人が被共済者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被共済者が家事使用人として使用する者については、この規定は適用しません。
7. この共済契約が補償の対象としない財物や他人に対して発生した偶然の事故による損害の結果として生じた間接損害。
8. スカイスポーツまたは狩猟に起因する損害賠償責任。
9. 火災、爆破、水漏れなどを含め、被共済者の賃貸住居内で生じた全ての損害賠償責任。
10. 医療分野または準医療分野における訓練や実習に起因する損害賠償責任。ただし、その訓練や実習が専ら見学のみの場合については、この規定は適用しません。
11. 被共済者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任。
12. 被共済者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定 によって加重された損害賠償責任。
13. 被共済者の心神喪失に起因する損害賠償責任。
14. 被共済者または被共済者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任。
15. 汚染物質(\*5)の排出、流出、逸出または漏出に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質の排出、流出、逸出または漏出が不測かつ突発的なものである場合はこの規定は適用しません。
16. 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任。

(\*1) ヨットやモーターボートを含みます。

(\*2) 原動力が専ら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カート及びレジャーを目的とし て使用中のスノーモービルは含まれません。

(\*3) 空気銃を除きます。

(\*4) 留学やワーキングホリデーのために一時的に別居する親族を含みます。

(\*5) 固体状、液体状、気体状のもしくは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物（再生利用のための物質を含みます。）等を含みます。

1. （支払共済金の範囲）

共済会が支払う賠償責任共済金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

1. 被共済者が被害者に支払うべき損害賠償金
2. 被共済者が第三者に対する求償権の保全または行使その他損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用
3. 被共済者が共済会の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解または調停に必要とした費用
4. 損害賠償責任の解決について、被共済者が事前に共済会の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
5. 第17条（共済会による解決）に規定する共済会による損害賠償請求の解決に協力するために被共済者が支出した費用
6. （共済会による解決）

共済会は、必要と認めた場合は、被共済者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被共済者は、共済会の求めに応じ、その遂行について共済会に協力しなければなりません。

1. （事故の発生）
2. 被共済者が法律上の損害賠償責任を負担する事故により他人の身体の障害または財物の損壊もしくは紛失が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
3. 共済会に対して5営業日以内に事故の事実を連絡すること。
4. 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況及びこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所、氏名を事故の発生から速やかに、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、共済会に通知すること。この場合において共済会が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
5. 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害の発生及び拡大を防止するために必要な一切の手段を講ずること。
6. 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ共済会の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
7. 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合は、ただちに書面により共済会に通知すること。
8. 他の共済契約等(\*1)の有無及び内容(\*2)について遅滞なく共済会に通知すること。
9. (ア)から(カ)までのほか、共済会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また共済会が行う損害の調査に協力すること。

(\*1) 第14条（共済金を支払う場合）の損害に対して共済金または保険金を支払うべき他の共済契約または保険契約をいいます。

(\*2) 既に他の共済契約等(\*1)から共済金または保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

1. 被共済者が正当な理由がなく前項の(ア)から(キ)までに規定する義務に違反した場合は、共済会は、次の金額をそれぞれ控除して支払額を決定します。
	1. 前項(ア)、(イ)、(オ)、(カ)または(キ)に違反した場合は、それによって共済会が被った損害の額
	2. 前項(ウ)に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
	3. 前項(エ)に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
2. **アシスタンスサービス**
3. （アシスタンスサービスの提供）
4. 共済会は、被共済者が共済会に対して電話（着信人払いやコレクトコールを受け付けます）や電子メール、ファックス、電報等により通知することで、本章に定める各種サービスを提供します。
5. サービス提供の可否及び適切な提供方法について、共済会は、現場に付き添う医師等と連絡を取り、必要に応じて被共済者の家族と連絡を取った上で、共済会が判断します。
6. 共済会は、いかなる場合においても、現地の救急サービス機関の代理は行いません。
7. （移送、医療搬送）
8. 共済会は、被共済者がこの共済契約で補償される疾病または傷害により移送を必要とする場合で、現地の医療態勢が適切な治療を提供するのに十分な能力を持ち合わせていない場合には、次のいずれかへ移送する手続きについて共済会が費用を負担して行います。
	1. 疾病または傷害の治療に適切な最寄りの病院
	2. 疾病または傷害の治療に適切な被共済者の自宅に最寄りの病院
	3. 被共済者の自宅
9. 共済会は、事態の重大性に応じて、医師同伴で医療搬送を行います。また、必要に応じて次のいずれかの手段のうち最も適切な手段を選択します。
	1. 救急特別航空便
	2. 一般航空便、列車、寝台列車、船、救急車
10. （入院時における家族や友人の招集）
11. 共済会は、被共済者が入院により７日間移送できない状態である場合は、共済会が交通費を負担して、被共済者の居住国にいる救援者（被共済者の看護を行うために現地へ赴く被共済者の家族またはこれらの代理人をいい、以下本条において同様とします）が被共済者の入院先に向かうための移動手段を用意します。
12. 共済会は、前項の規定が適用された救援者がホテルに滞在した場合の宿泊費について、最大8泊を上限に、1泊につき一万円を支払います。
13. 共済会は、被共済者の退院に伴って救援者が帰国するための交通費を支払います。
14. 前各号の規定は、被共済者がすでに現地に救援者を帯同していた場合には適用されません。
15. （死亡時の遺体搬送）
16. 共済会は、被共済者がこの共済契約で補償される事由により死亡した場合は、共済会が費用（搬送に必要な棺桶等の費用等、必要な関連費用を含みます。）を負担して、遺体が安置されている場所から被共済者の自宅に最も近い国際空港まで遺体を搬送します。
17. 前項の規定に基づいて遺体を搬送する場合、共済会は、二十万円を限度に、葬儀費用の実費を負担します。
18. （早期帰国費用）

共済会は、被共済者がすでに帰国するための交通切符を購入している場合において、被共済者の家族の死亡により留学やワーキングホリデーを中断して早期帰国しなければならなくなったことにより、この交通切符が使用できなくなった場合、被共済者が追加で負担する交通費を、エコノミークラスの切符を基本として支払います。

1. （捜索費用）

共済会は、被共済者が留学またはワーキングホリデーの期間中に野外活動において遭難事故に遭った際、被共済者または他の者が遭難場所を管轄する警察等、捜索機関へ連絡し、その機関により遭難と認定されて捜索・救助活動が行われた場合、被共済者に対する捜索や救助活動の費用としてその機関から請求された金額について、四十万円を限度に支払います。

1. （医薬品の送料）

共済会は、被共済者が予測不可能な事態により医薬品を保持できない状態になり、被共済者の滞在場所においてその医薬品または同等品を入手することが困難な場合、医師により処方された投薬治療を継続することを前提に、被共済者のもとへ医薬品を届けるための送料を負担します。ただし、いかなる場合においても、医薬品本体の費用については、共済会は負担しません。

1. （弁護士費用）

共済会は、被共済者が留学またはワーキングホリデーの期間中に滞在国の法令に違反し起訴された場合、被共済者が依頼した弁護士の費用について、四十万円を限度に支払います。ただし、被共済者の法令違反が故意による場合にはこの限りではありません。

1. （保釈金の立替）
2. 共済会は、被共済者が留学またはワーキングホリデーの期間中に滞在国の法令に違反したことにより、当局より保釈金の積立て要求された場合、九十万円を限度に保釈金の額を立て替えます。ただし、被共済者の法令違反が故意による場合にはこの限りではありません。
3. 前項の規定により立替が行われた場合、被共済者は、共済会が被共済者に対して払い戻しの請求をしたときから1ヵ月以内に立替額を返戻しなければなりません。
4. 前項の規定に関わらず、前項の返戻期限より前に当局より保釈金が払い戻された場合には、被共済者は速やかに共済会に対して立替額を返戻しなければなりません。
5. （アシスタンスサービスが行われない場合）

共済会は、次のいずれかの事由による被共済者の支援要請に対しては、アシスタンスサービスを提供することができません。

* 1. 伝染病、環境汚染、自然による大災害
	2. 診断や治療を目的とした旅行
	3. 意図的な妊娠状態または意図的か否かを問わず32週目以降の妊娠状態
	4. 被共済者が、渡航先国の規定を故意に順守しなかった結果、あるいは現地当局から認められていない活動を行った結果、アシスタンスを必要とする場合
1. （不可抗力）

共済会は、次のいずれかの事態が生じた場合には、アシスタンスサービスの提供を遅延もしくは中断する場合があります。

1. 天災、自然災害
2. 戦争、外国の武力行使、テロ、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、破壊活動その他これに類似の事変
3. 人や物品の自由な流通に対する制限
4. ストライキ
5. 爆発
6. 核燃料物質（使用済燃料を含みます）もしくはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
7. （サービスの利用）
8. 被共済者は、アシスタンスサービスを利用する場合、共済会の指定する連絡先に連絡することにより利用できるものとします。
9. アシスタンスサービスの利用にあたり、被共済者はサービスの対象となる行動や費用支出については、事前に共済会の承諾を取り付けなければなりません。
10. 被共済者は、第21条（移送、医療搬送）または第23条（死亡時の遺体搬送）の規定に基づいて共済会が被共済者を移送する場合、被共済者がもともと手配していた旅行券を共済会に対して譲渡するものとします。
11. **一般条項**
12. （補償責任期間）
13. 共済会の補償責任は、共済契約期間の初日の午前0時(\*1)に始まり、末日の午後12時(\*1)に終わります。ただし、留学やワーキングホリデーのために被共済者の居住国から出国する以前、及び留学やワーキングホリデーを終えて被共済者の居住国に帰国した以降については、補償責任期間に含まれません。
14. 前項の規定に関わらず、被共済者の帰国が共済契約期間の末日の午後12時(\*1)までに予定されているにもかかわらず次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、補償責任の終期は、その事由により帰国が通常遅延すると認められる時間で、かつ、72時間を限度として延長されるものとします。
	1. 被共済者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関(\*2)のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休。
	2. 交通機関(\*2)の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能。
	3. 被共済者が治療を受けたこと。
	4. 被共済者の旅券の盗難または紛失。ただし、被共済者が旅券の発給または渡航書の発給を受けた場合に限ります。
	5. 被共済者の留学やワーキングホリデーに帯同した家族または帯同した予約者(\*3)が入院したこと。
15. 前項の場合のほか、被共済者の帰国が共済契約期間の末日の午後12 時(\*1)までに予定されているにもかかわらず次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から被共済者が解放され正常な生活に戻ることができる状態に復するまでに必要とする時間だけ補償責任の終期は延長されるものとします。ただし、帰国した時または当初予定していなかった目的地に向けて出発した時(\*4) のいずれか早い時までとします。
	1. 被共済者が乗客として搭乗している交通機関(\*2)または被共済者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束。
	2. 被共済者に対する公権力による拘束。
	3. 被共済者が誘拐されたこと。
	4. 日本国外において、空港が閉鎖された結果、被共済者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと。
16. 前各項の規定にかかわらず、共済会は、補償責任期間中であっても、共済掛金領収前に生じた事故による損害等に対しては、共済金を支払いません。
17. 共済契約期間は最長12ヵ月間を限度とします。
18. 共済契約者は、前項の最長期間の範囲内において、共済会が承認することを条件に、一度に限って、共済契約を更新することができます。
19. 共済会は、共済契約期間中であっても、被共済者が次のいずれかに該当する場合には、当該被共済者に対する補償を終了(\*5)します。
	1. 共済契約期間満了前に最終的に帰国した場合
	2. 被共済者の居住国に避難が完了した場合
	3. 共済契約者または被共済者が共済会の会員でなくなった場合

(\*1) 日本国の標準時によるものとし、以下同様とします。

(\*2) 航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

(\*3) 被共済者と同一の留学またはワーキングホリデーを同時に参加予約した者で被共済者に同行しているものをいいます。

(\*4) 帰国のため必要、かつ、やむを得ない場合を除きます。

(\*5) 補償の終了とは、終了前に開始された（開始される予定を含みます。）医療行為であっても、終了日以降に行われたあらゆる医療行為について補償しないことをいいます。

1. （加入資格）
2. 共済契約者は、共済会の会員のうち、共済契約期間の開始時点において35歳以下の者に限ります。
3. 共済契約者になる者は、共済会に対して所定の契約申込書類等を記入の上、提出し、補償条件に応じて決められた所定の共済掛金を払い込まなければなりません。
4. （告知義務）
5. 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、告知事項について、共済会に事実を正確に告げなければなりません。
6. 共済会は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
7. 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
	1. 前項に規定する事実がなくなった場合
	2. 共済会が共済契約締結の際、前項に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(\*1)
	3. 共済契約者または被共済者が、事故が発生する前に、告知事項について、書面をもって訂正を共済会に申し出て、共済会がこれを承認した場合。なお、共済会が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、共済契約締結の際に共済会に告げられていたとしても、共済会が共済契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
	4. 共済会が、前項の規定による解除の原因があることを知った時から1ヵ月を経過 した場合または共済契約締結時から5年を経過した場合
8. 第2項の規定による解除が損害等の発生した後になされた場合であっても、第42条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、共済会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、共済会は、その返還を請求することができます。
9. 前項の規定は、第2項に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害等については適用しません。

(\*1) 共済会のために共済契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

1. （共済契約の無効）
2. 次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、共済契約は無効とします。
	1. 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合
	2. 共済契約者以外の者を被共済者とする共済契約について、その被共済者の同意を得なかったとき
3. 前項(イ)の規定は、死亡共済金の受取人が被共済者の法定相続人で、それ以外の共済金の受取人が被共済者本人である場合には適用しません。
4. （共済契約の失効）

共済契約締結の後、被共済者が死亡した場合には、共済契約は効力を失います。

1. （共済契約の取消し）

共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって共済会が共済契約を締結した場合には、共済会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

1. （共済契約の異動）
2. 共済契約者は、共済契約締結の後、共済会に対する書面をもって共済契約の条件の変更を通知し、承認の請求を行うことができます。
3. 共済会が前項の変更を承認する場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、共済会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額のうち、未経過期間に対する割合部分を返還または請求します。
4. 前項の規定により、差額を追加請求する場合において、共済会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、共済会は、差額分の領収前に生じた事故による損害等に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この共済約款に従って、共済金を支払います。
5. （共済契約者による共済契約の解除）

共済契約者は、共済会に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

1. （重大事由による解除）
2. 共済会は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
	1. 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、共済会にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
	2. 被共済者または共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
	3. 共済契約者が、次のいずれかに該当すること。
		1. 反社会的勢力(\*1)に該当すると認められること。
		2. 反社会的勢力(\*1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
		3. 反社会的勢力(\*1)を不当に利用していると認められること。
		4. 法人である場合において、反社会的勢力(\*1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
		5. その他反社会的勢力(\*1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
	4. 他の共済契約等との重複によって、被共済者に係る補償額等の合計額が著しく過大となり、補償の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
	5. 前各号に掲げるもののほか、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、前各号の事由がある場合と同程度に共済会のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
3. 共済会は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約(\*2)を解除することができます。
	1. 被共済者が、前項(ウ)①～③または⑤のいずれかに該当すること。
	2. 被共済者に生じた損害等に対して支払う共済金を受け取るべき者が、前項(ウ)①～⑤のいずれかに該当すること。
4. 前各項の規定による解除が事故(\*3)の生じた後になされた場合であっても、第42条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、第1項(ア)から(オ)までの事由または第2項(ア)もしくは(イ)の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故(\*3)による損害等に対しては、共済会は、共済金(\*4)を支払いません。この場合において、既に共済金(\*4)を支払っていたときは、共済会は、その返還を請求することができます。

(\*1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(\*2) その被共済者に係る部分に限ります。

(\*3) 第2項の規定による解除がなされた場合には、その被共済者に生じた事故をいいます。

(\*4) 第2項(イ)の規定による解除がなされた場合には、共済金を受け取るべき者のうち、第1項(ウ)①～⑤のいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

1. （共済契約解除の効力）

共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

1. （共済掛金の返還または請求－告知義務等の場合）
2. 第35条（告知義務）第1項により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、共済会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を返還または請求します。
3. 共済会は、共済契約者が前項の規定による差額の追加支払を怠った場合(\*1)は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
4. 第1項の規定により差額を追加請求する場合において、前項の規定によりこの共済契約を解除できるときは、共済会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、共済会は、その返還を請求することができます。

 (\*1) 共済会が、共済契約者に対し差額を追加請求したにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

1. （共済掛金の返還－無効または失効の場合）
2. 共済契約が無効の場合には、共済会は、共済掛金の全額を返還します。ただし、第36条（共済契約の無効）第1項(ア)の規定により共済契約が無効となる場合には、共済掛金を返還しません。
3. 共済契約が失効となる場合には、共済会は、未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還します。
4. （共済掛金の返還－取消しの場合）

第38条（共済契約の取消し）の規定により、共済会が共済契約を取り消した場合には、共済会は、共済掛金を返還しません。

1. （共済掛金の返還－解除の場合）
2. 次の規定により、共済会が共済契約を解除した場合には、共済会は、未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還します。
	1. 第35条（告知義務）第2項
	2. 第41条（重大事由による解除）第1項
	3. 第43条（共済掛金の返還または請求－告知義務等の場合）第2項
3. 第40条（共済契約者による共済契約の解除）の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、共済会は、共済掛金から既経過期間に対応する共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。
4. 第41条（重大事由による解除）第2項の規定により、共済会が共済契約(\*1)を解除した場合には、共済会は、未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還します。

(\*1) その被共済者に係る部分に限ります。

1. （共済金の請求）
2. 共済会に対する共済金請求権は、この共済契約に定める時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
3. 被共済者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、この共済契約に規定する共済金の請求書類のうち共済会が求めるものを提出しなければなりません。
4. 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がいないときは、次のいずれかの者がその事情を示す書類をもってその旨を共済会に申し出て、共済会の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。
	1. 被共済者と同居または生計を共にする配偶者(\*1)
	2. 前号に規定する者がいない場合または前号に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、被共済者と同居または生計を共にする3親等内の親族
	3. 前各号に規定する者がいない場合または前各号に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、(ア)以外の配偶者(\*1)または(イ)以外の3親等内の親族
5. 前項の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、共済会が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、共済会は、共済金を支払いません。
6. 共済会は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または共済会が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、共済会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
7. 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または第2項、第3項もしくは前項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、共済会は、それによって共済会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(\*1) 法律上の配偶者に限ります。

1. （共済金の支払時期）
2. 共済会は、請求完了日(\*1)からその日を含めて60日以内に、共済会が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。
	1. 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無及び被共済者に該当する事実
	2. 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
	3. 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(\*2)または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過及び内容
	4. 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
	5. 前各号のほか、他の共済契約等の有無及び内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権及び既に取得したものの有無及び内容等、共済会が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項
3. 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、共済会は、請求完了日(\*1)からその日を含めて次に掲げる日数(\*3)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、共済会は、確認が必要な事項及びその確認を終えるべき時期を被共済者または共済金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
	1. 前項(ア)から(エ)までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(\*4) 180日
	2. 前項(ア)から(エ)までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
	3. 前項(ウ)の事項のうち、後遺障害の内容及びその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
	4. 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項(ア)から(オ)までの事項の確認のための調査 60日
	5. 前項(ア)から(オ)までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
4. 前各項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(\*5)には、これにより確認が遅延した期間については、前各項の期間に算入しな いものとします。

(\*1) 被共済者または共済金を受け取るべき者が第47条（共済金の請求）第2項及び第3項の規定による手続を完了した日をいいます。

(\*2) 損害が生じた地および時における補償の対象の価額を含みます。

(\*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(\*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(\*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

1. （支払通貨及び為替交換比率）
2. 共済会が共済金を支払うべき場合には、支払通貨(\*1)をもって行うものとします。
3. 前項の場合において、次のいずれかに該当するときは、共済金の支払額が確定した日の前日における共済金支払地の属する国の最有力為替銀行の交換比率により支払通貨(\*1)に換算します。ただし、共済金の支払額が確定した日の前日の交換比率と異なる交換比率により換算した通貨によって共済金支払の対象となる費用を支出していた旨の被共済者または共済金を受け取るべき者からの申出があり、かつ、その証明がなされた場合には、その交換比率により支払通貨(\*1)に換算することができます。
	1. この共済契約に規定する共済金額を表示している通貨と支払通貨(\*1)が異なる場合
	2. 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、共済金支払の対象となる費用について現実に支出した通貨と支払通貨(\*1)が異なる場合

(\*1) 共済金支払地の属する国の通貨をいいます。

1. （時効）

共済金請求権は、第47条（共済金の請求）第1項に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

1. （被共済者が複数の場合の約款の適用）

被共済者が2名以上である場合は、それぞれの被共済者ごとにこの共済約款の規定を適用します。

1. （訴訟の提起）

この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

1. （準拠法）

この共済約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表１ 第8条（共済金を支払う場合）第1項(ウ)に定める感染症

コレラ、ペスト、天然痘、発疹、チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急 性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジ オイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性 出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、 赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症

別表２ 第12条（共済金を支払う場合）第1項に定める後遺障害共済金の給付割合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 給付割合表 | 右\*\* | 左\*\* |
| 完全な喪失\* |  |  |
|  | 腕 | 75％ | 60％ |
| 肘以下\*\*\* | 65％ | 55％ |
| 手の親指 | 20％ | 18％ |
| 手の人差し指 | 16％ | 14％ |
| 手の中指 | 12％ | 10％ |
| 手の薬指 | 10％ | 8％ |
| 手の小指 | 8％ | 6％ |
| 大腿 | 60％ |
| 膝以下\*\*\* | 50％ |
| 四肢のうち2つ以上\*\*\* | 100％ |
| 足首以下\*\*\* | 40％ |
| 足の親指 | 5％ |
| 親指以外の足指 | 3％ |
| 両眼失明 | 100％ |
| 片眼失明、視力喪失 | 30％ |
| 両耳の完全な聴力の喪失で治癒不能かつ治療不能 | 40％ |
| 片耳の完全な聴力の喪失で治癒不能かつ治療不能 | 15％ |
| 完全あるいは不治の精神麻痺状態 | 100％ |

\* 「喪失」とは、四肢の完全な切断または麻痺、あるいは四肢を構成するすべての関節が確定的かつ永続的に強直した場合をいいます。

\*\* 被共済者が左利きの場合は、上表の右は左に、左は右に読み替えて適用するものとします。

\*\*\* 上表において「以下」とは、その部位より心臓から遠い部分をいい、「以上」とは、その部位より心臓に近い部分をいいます。